

利用料金のご案内

(1日当たり)

平成30年4月1日より

《通所リハビリテーション》

(1日あたりの介護保険自己負担割合1割の料金です。2割の方は2倍となります。)

	通所リハビリテーション介護費利用者負担分						
	7～8時間	6～7時間	5～6時間	4～5時間	3～4時間	2～3時間 厚生労働大臣の 定める条件あり	1～2時間 個別リハビリ 20分必須
要介護1	688円	650円	556円	498円	437円	337円	323円
要介護2	820円	777円	665円	583円	512円	392円	354円
要介護3	955円	902円	772円	667円	587円	448円	382円
要介護4	1,111円	1,049円	899円	774円	682円	502円	411円
要介護5	1,267円	1,195円	1,024円	882円	777円	558円	441円

介護報酬利用者負担分(非課税)

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 医師、理学療法士等が、その他の職種で共同し、継続的にリハビリテーションを実施した場合	330円/月
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 通所リハ計画書を利用者またはその家族に説明し、リハビリテーションを実施した場合(開始日から6か月以内)	850円/月
通所リハ計画書を利用者またはその家族に説明し、リハビリテーションを実施した場合(開始日から6か月超)	530円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算 退院・退所後または認定日から3か月以内に個別リハビリを集中的に実施した場合	110円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) 退院・退所後または通所開始日から3か月以内	240円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) 退院・退所日または通所開始日の属する月から3か月以内 (1か月に4回以上リハビリテーションを実施)	1,920円/月
若年性認知症利用者受入加算 若年性認知症利用者を受け入れた場合	60円
入浴介助加算	50円
栄養改善加算 栄養ケア計画を作成(1か月2回を限度、原則3か月)	150円/月
口腔機能向上加算 口腔機能改善のための計画書を作成(1か月に2回を限度、原則3か月)	150円/月
重度療養管理加算 要介護度3・4・5の方で別に厚生労働省が定める状態の方に計画的な医学管理のもとに指定通所リハビリテーションを行った場合	100円
中重度者ケア体制加算 中重度の要介護者を受け入れる体制を整備し、指定通所リハビリテーションを行った場合	20円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 介護職員の総数のうち介護福祉士50%以上	18円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 当月算定した法定給付サービス(加算を含む)の47/1000に相当する単位数	47/1000
リハビリテーション提供体制加算 所要時間 5時間以上6時間未満の場合	20円
所要時間 7時間以上の場合	28円
理学療法士等体制強化加算 配置基準を超えて専従常勤理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を2名以上配置し、1時間以上2時間未満の利用者で個別リハビリの対象者のみ	30円
栄養スクリーニング加算 利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養に関する情報を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合	5円

加算利用料(非課税)		保険外費用利用者負担分(非課税)		
オムツ代/枚		食費	580円	
尿取パッド	33円	日用品費	入浴した日	100円
フラットタイプ	72円		入浴しなかった日	80円
リハビリパンツ	100円	《日用品に含まれるもの》		
パンツ式オムツ	98円	・ティッシュペーパー ・シャンプー		
長時間利用による食事代/回		・ペーパータオル ・石鹸、ボディソープ		
朝食	280円	・タオル、バスタオル		
夕食	520円	・おしぼり 等		